

「オペレーショナル・リスクに係る 最低所要自己資本」の概要

2018年2月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終合意文書の内容の理解促進の一助として、作成したものです。必ず最終合意文書(原文)に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目次

1. 概要
2. 第2次市中協議文書からの変更点
3. SMAにおける具体的なオペリスク計測方法
 - (1) ビジネス規模部分(BIC)の計算方法
 - (2) 損失実績部分(ILM)の計算方法
4. オペ損失データの要件

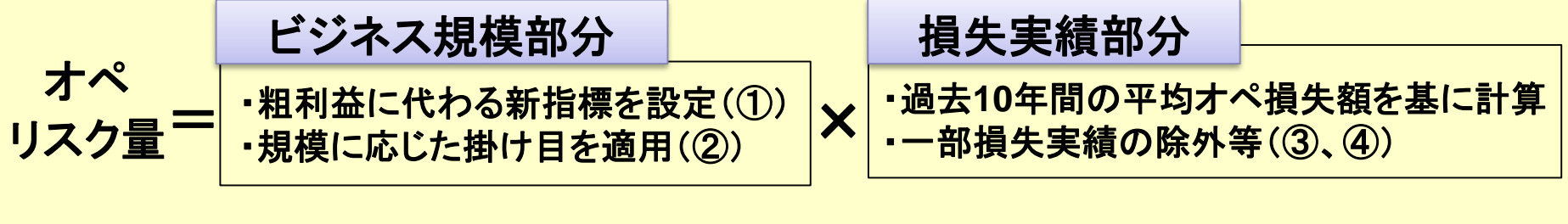
1. 概要

- 2017年12月、オペレーショナル・リスク(以下、「オペリスク」)計測手法については、銀行のビジネス規模指標(BI: Business Indicator)をベースとし、損失実績も勘案する新しい標準的手法(SMA: Standardised Measurement Approach)に一本化することで合意。
 - 2016年3月に第2次市中協議で提案された通り、先進的計測手法(AMA)および現行の標準的手法は、廃止される。
- 適用開始時期は、2022年1月1日。

1. 概要(続き)

- 先進的計測手法(AMA)を廃止し、オペリスクの計測手法を一本化。
- 「ビジネス規模」と「損失実績」を組み合わせる新しい標準的手法を導入。
- 再発可能性がなく、銀行の現在のリスクプロファイルを適切に反映していない損失実績は除外可能。

【新手法の概要】



① 新指標(Business Indicator)の構成要素

金利等区分	資金損益、配当、リース、等
サービス区分	役務損益、その他損益、等
金融取引等区分	有価証券売買損益、資産負債評価損益、等

② BIの値に応じた累進的な掛け目の適用

10億ユーロ以下	12%
10億超～300億ユーロ以下	15%
300億ユーロ超	18%

③ 再発可能性のない損失実績の除外

- ・銀行の現在のリスクプロファイルを反映していない損失については、当局による個別の承認を条件に、損失実績の計算対象から除外が可能。

④ 損失実績の勘案に係る各国裁量

- ・各国裁量によりビジネス規模部分だけを勘案する(損失実績部分を「1」に設定する)ことが可能。

1. 概要(続き)

▽現行のオペリスク計測手法

手法名		所要オペリスク資本額の計測手法	
標準的 手法	基礎的手法 (BIA)	粗利益 × 15% (直近3年間の平均値)	廃止、 SMAに 一本化
	粗利益 配分手法 (TSA)	8つのビジネス・ラインごとの粗利益 × 各ラインに対応する掛け目 (直近3年間の平均値)	
先進的計測手法 (AMA)		銀行の内部モデルを使用して計測される オペリスク相当額 (信頼区間: 片側99.9%、期間: 1年)	廃止

(※) 上記に加え、TSAにおける「粗利益」を「貸出残高」に置き換える代替手法(ASA)も各国裁量で利用可(日本では実施せず)。

2. 第2次市中協議文書からの主な変更点①

➤ 計算式:

所要オペリスク資本 = ビジネス規模部分 (BIC) × 損失実績部分 (ILM)

の大枠は維持。

- BICは下表の通りバケット区分が簡素化されたほか、掛け目も総じて低下。
- ILMの計算式を微修正(後述)。
- ILMは、第1バケット部分にも適用可(後述)。

(第2次市中協議文書)

BI(Business Indicator)のレンジ	掛け目
10億ユーロ以下	11%
10億ユーロ超～30億ユーロ以下	15%
30億ユーロ超～100億ユーロ以下	19%
100億ユーロ超～300億ユーロ以下	23%
300億ユーロ超	29%



(最終文書)

BIのレンジ	掛け目
10億ユーロ以下(第1バケット)	12%
10億ユーロ超～300億ユーロ以下(第2バケット)	15%
300億ユーロ超(第3バケット)	18%

2. 第2次市中協議文書からの主な変更点②

➤ 損失実績部分(ILM)に係る変更

①損失データ収集の閾値:1万ユーロ→2万ユーロ

(当局裁量により10万ユーロとすることも可)

②現在のオペリスク・プロファイルに無関係な損失(以下、特殊損失)については、以下の条件を満たせば、ILMから除外可能。

- ・当局承認を得ること
- ・当局が設定する閾値(例:平均オペ損失の5%以上)を超える損失であること
- ・一定期間(例:3年間)オペリスク損失のデータベースに計上すること
※但し、廃業したビジネスに起因する損失については計上不要
- ・除外した特殊損失の総額や件数等を開示すること

③損失のうち、保険金の支払いや誤振込金の組戻しなどにより損害額の一部または全部が実際に填補された場合は、その分が相殺可能に(ネット・ベースでの損失勘案)。

④当局裁量により、当該法域において一律、ILMを1とすることを許容。
この場合、ビジネス規模部分(BIC)を以て所要オペリスク資本額とする。7

2. 第2次市中協議文書からの主な変更点③

➤ 開示義務の明確化

- ①ビジネス規模指標 (BI) が10億ユーロ以上の先は全て開示義務の対象。
(当局裁量でILMを1とする法域を含む。)
- ②BIがそれ以下の先であっても、資本計測に損失実績部分 (ILM) を用いる先は、開示が必要。
- ③開示が必要となる項目は、
 - (1) BI算出に用いた計数 (過去3年分)
 - (2) オペ損失に関するデータ (過去10年分)※控除した特殊損失も開示の対象 (前述)

3.(1) SMAにおける具体的なオペリスク計測方法

▶ 所要オペリスク資本

$$= \text{ビジネス規模部分 (BIC)} \times \text{損失実績部分 (ILM)}$$

- BICは金利等、サービス、金融取引等の要素それぞれの過去3年間の平均を足し合わせた値 (BI) に応じ、累進的な掛け目を掛け合わせて算出 (詳細は後述)。
- ILMは、過去10年間における平均オペ損失を15倍した値を基に、各行のオペ損失額に応じて、BICから算出される所要オペリスク資本額を調整するための項目。
- BIが10億ユーロ以下の銀行については、ILMによる調整は行わない。ただし、これらの先に対し、各国裁量でILMによる調整を行うことも可能。

3.(2) ビジネス規模部分(BIC)の計算方法①

- まず、下記の3項目(ILDC、SC、FC)の3年分の平均値の合計から、BIを算出。

$$BI = ILDC + SC + FC$$

—— 絶対値を用いる項目においては、まず単年ごとに絶対値を求め、その後平均値を算出。

コンポーネント		BI算出方法
ILDC Interest Lease Dividend	資金利益・ リース・ 受取配当金	{(資金運用・リース収益－資金調達・リース費用)の絶対値、 または金利収益資産の2.25%}のうち小さい値 ＋受取配当金
SC Services	役務取引等 利益	(役務取引等収益、役務取引等費用)のうち大きい値
	その他 業務利益	(その他業務収益、その他業務費用)のうち大きい値
FC Financial	銀行勘定	銀行勘定のネット損益の絶対値
	トレーディング 勘定	トレーディング勘定のネット損益の絶対値

※廃業したビジネスに起因する収益・費用については、当局承認を条件に、BI算出から除外可能(要開示)。

3.(2) ビジネス規模部分(BIC)の計算方法②

- ①で求めたBIに、下表のバケットごとの掛け目を乗じ、BICを算出。
—— BIの大きさに応じ、それぞれ異なる掛け目を限界的に適用するもの(layered approach)。

バケット	BI	掛け目
第1バケット	10億ユーロ以下	12%
第2バケット	10億ユーロ超～300億ユーロ以下	15%
第3バケット	300億ユーロ超	18%

・BIC=BI×各バケットの掛け目の合計

例: BIが350億ユーロの場合

$$\begin{aligned} \text{BIC} &= (10\text{億ユーロ} \times 12\%) && \text{<第1バケット>} \\ &+ (300\text{億ユーロ} - 10\text{億ユーロ}) \times 15\% && \text{<第2バケット>} \\ &+ (350\text{億ユーロ} - 300\text{億ユーロ}) \times 18\% && \text{<第3バケット>} \\ &= \underline{53.7\text{億ユーロ}} \end{aligned}$$

として算出。

3.(3) 損失実績部分(ILM)の計算方法

- 過去10年間に起こった平均オペ損失を15倍した値から、まずLC(Loss Component)を算出。
- 次に、先に求めたBICも使い、次の式によりILM(Internal Loss Multiplier)を算出。

$$ILM = \ln \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

- ここで、ある銀行のオペ損失の額がビジネス規模対比大きければ $LC > BIC$ 、小さければ $LC < BIC$ となり、前者であればILMは1以上、後者では1以下となる。SMAは、これをBICに掛け合わせることで、所要オペリスク資本額を上下に調整する仕組みを採用している。
- 最終版では、上記式の LC/BIC 部分に対し、0.8乗を行う計算式に変更。

4. オペ損失データの要件

- ▶ 資本計測の適切性を担保するため、資本計測に用いるオペ損失データは、以下の要件を備える必要。
 - ・過去10年分のオペ損失データが利用可能であること。
 - 過去10年分の十分なオペ損失データがない場合、経過措置として、現行AMAを採用している先以外は、過去5年分のデータで代替可能（過去5年分のデータも利用可能でない場合、BICが所要資本額となる）。
 - 監督当局は、オペ損失データのクオリティについて定期的に審査を行うべき。
 - ・収集されたオペ損失データは、銀行の現在の業務、技術、プロセス、リスク管理を反映したものであること。
 - ・オペ損失の発見・収集・取扱いに関する手続きが書面にて規定されていること。本手続きは、SMAによる資本計測開始前に検証され、定期的な内部・外部監査を受ける必要。

4. オペ損失データの要件（続き）

- ▶ オペ損失データは、全ての主要業務およびエクスポージャーをカバーしたものであること。収集されたオペ損失データを、書面で定められた規定に従って分類・管理すること。
- ▶ 資本計測に用いるオペ損失データは、2万ユーロ（当局裁量により10万ユーロとすることも可）以上の全てのオペ損失（ネット・ベース）。このほか、以下のデータも収集する必要。
 - ・グロス・ベースでのオペ損失額
 - ・オペリスクの発生時点（発生日、損失認識日、P/L上損失が認識された時点）に関する情報
 - ・保険金の支払いや誤振込金の組戻しなどにより損失が実際に填補された場合における回収額
 - ・オペ損失の発生要因（損失額の大きさに応じて詳細に）

4. オペ損失データの要件（続き）

- ▶ 信用リスクに関連するオペ損失事象のうち、信用リスクのリスク・アセット計測に用いられる損失事象のみは、オペ損失データから除外。
- ▶ マーケット・リスクに係る損失事象はオペリスクとして捕捉される。
- ▶ オペ損失データの包括性および正確性につき、銀行は独立した審査プロセスを設ける必要。

(参考) 第1次市中協議文書の概要①

➤ BIの計算方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{ビジネス規模の新指標} \\ \text{(Business Indicator)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{ビジネス規模に応じた掛け目} \\ \text{(Coefficient)} \end{array} \right)$$

➤ BIの計算方法(従来の粗利益との比較)

		粗利益	BI(第1次市中協議文書)
Interest	資金利益	資金運用収益 －資金調達費用	(資金運用収益 －資金調達費用)の絶対値
Services	役務取引等 利益	役務取引等収益 －役務取引等費用	役務取引等収益 ＋役務取引等費用
	その他 業務利益	その他業務収益	その他業務収益 ＋その他業務費用
Financial	銀行勘定	(含まない)	銀行勘定の ネット損益の絶対値
	トレーディング 勘定	トレーディング勘定の ネット損益	トレーディング勘定の ネット損益の絶対値
Other	その他	受取配当金	(含まない)

(注1) いずれの指標も3年間の平均値で計算。

(参考) 第1次市中協議文書の概要②

▶ バケット(区分)と掛け目

区分	BIの水準	掛け目
1	1億ユーロ以下	10%
2	1億ユーロ超10億ユーロ以下	13%
3	10億ユーロ超30億ユーロ以下	17%
4	30億ユーロ超300億ユーロ以下	22%
5	300億ユーロ超	30%

- ▶ 従来の粗利益では、オペリスクの代理変数として不相当との判断から、新たなオペリスクの代理指標として、「BI(Business Indicator)」を設定。
- ▶ また、オペ損失はビジネス規模に応じて非直線的に増加するとの前提から、規模に応じて掛け目が逡増。もっとも、クリフ効果を防止すべく、「レイヤード・アプローチ」(累進的な掛け目)を提案。

(参考) 第2次市中協議の概要

- ▶ BIや掛け目 (Coefficient) の基本的なコンセプトは維持しつつ、中規模(バケツ2)以上の銀行に対して、「個別行の損失実績」も勘案することを提案。
- ▶ ただし極端な巨額損失の反映が過大な資本賦課に直結しないよう、対数関数を導入。
- ▶ 第2次市中協議の計算式

バケツ1の場合

BI Component (掛け目適用後のBI)

バケツ2以上の場合

$$110Mln + (BI Component - 110Mln) \cdot \ln\left(\exp(1) - 1 + \frac{Loss Component}{BI Component}\right)$$